

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

舞鶴市監査委員 水嶋 一明

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

財政援助団体等監査の結果及び措置状況について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、舞鶴市監査基準に基づき財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第 12 項の規定により併せて公表する。

記

1 監査の対象

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 補助事業 | 周遊観光バス運行事業費補助金
まいづる観光ステーション運営補助金 |
| 補助団体 | 一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 |
| 所 管 課 | 観光商業課 |
| (2) 公の施設 | 舞鶴赤れんがパーク |
| 指定管理者 | 一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 |
| 所 管 課 | 観光商業課 |
- ※ いずれも平成 29 年度事業に係る分

2 監査の実施場所及び日程

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 実施場所 | 監査委員事務局 |
| (2) 日 程 | 平成 30 年 10 月 9 日から平成 31 年 3 月 22 日まで |

3 監査の着眼点

- (1) 補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。
- (2) 公の施設の管理に係る出納その他の事務が適切かつ正確に行われているか。

4 監査の主な実施内容

上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに関係する市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

5 監査の結果及び意見（詳細は、別紙の結果報告書兼措置状況通知書のとおり）

- (1) 周遊観光バス運行事業費補助金及びまいづる観光ステーション運営補助金
これらの補助事業は、補助金交付要綱が整備されておらず、交付基準が明確でない。要綱等を整備し、対象等を明確にされたい。また、補助団体から提出された収支決算書において、当該補助金に係る経費以外のものや支払遅延等が見受けられるので、適正な事務の執行を指導されたい。

(2) 舞鶴赤れんがパークに係る指定管理事業

施設の利用者数や稼働率等の運営面では良好であるものの、収支の根拠となる帳簿等の提出を求めたが、一部しか提出されなかった。このため、報告書類間で数値の齟齬が見られたが、その原因は不明である。

財務の正確性、透明性に欠ける部分があるので、基本協定書に沿って区分経理を徹底し、適正な会計管理を行うよう市として確認に努めるとともに、指定管理者に指導されたい。

財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・ 監査対象 周遊観光バス運行事業費補助金
まいづる観光ステーション運営補助金
- ・ 監査期間 平成 30 年 10 月 9 日～平成 31 年 3 月 22 日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○雇用保険料について ・定期監査でも指摘したが、収支決算書における人件費のうち、雇用保険料の事業主負担額が、一律に団体の職員数で除して報告されている。給与等の金額により雇用保険料の金額が異なるので、適正に事務処理をされたい。（まいづる観光ステーション運営補助金）	補助金交付団体に対し、適正な報告を行うよう指導しました。
○補助金の交付要綱について ・補助金の交付にあたっては、補助金等の交付に関する規則により行われているが、交付要綱については定められていない。要綱で補助事業の内容、対象経費、具体的な手続、必要書類等を明確にすることにより、公平・公正な事務が確保できるので交付要綱を定められたい。（周遊観光バス運行事業費補助金）（まいづる観光ステーション運営補助金）	当該事業に係る補助金交付要綱を定め、公平・公正な事務執行に努めます。
○消費税の仕入れ控除について ・補助金の対象経費に消費税を含んでいるものがあるが、消費税の仕入れ控除をされた場合には補助金返還の対象となる場合があることから、要綱等で定められたい。（周遊観光バス運行事業費補助金）（まいづる観光ステーション運営補助金）	当該事業に係る補助金交付要綱を定め、補助対象経費に消費税の取扱についても明記し、適正な事務執行に努めます。
○補助金の実績報告について ・申請団体から提出された収支決算書に当該補助金に係る経費以外のものが見受けられる。また、収支決算書に対して支払日が大幅に遅れているものが見受けられるので、申請団体に対して、適正な報告書の提出を求められたい。（周遊観光バス運行事業費補助金）	補助金交付団体について、適正な決算・報告を徹底するとともに、支払遅延がないよう、適正な事務執行を指導しました。

- ・ 監査対象 舞鶴赤れんがパーク 指定管理事業
- ・ 監査期間 平成 30 年 10 月 9 日～平成 31 年 3 月 22 日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○基本協定書について ・監査資料として提出を求めた書類のうち、指定管理団体が保有する総勘定元帳、金銭出納簿、領収書及び貸金台帳が提出されず、収支の根拠を十分に確認できなかつた。現状では基本協定の趣旨に反することとなるので、指定管理業務に係る経理とその他の業務の経理を区分したうえで、適切な会計管理を行うよう指定管理団体に指導されたい。	基本協定に定める該当条項の趣旨を改めて説明し、速やかに指定管理業務に係る総勘定元帳、金銭出納簿、領収書及び貸金台帳を提出するよう指導しました。

<p>○施設利用申請書について</p> <p>(1) 施設の利用申請関係の書類に消せるボールペンで記載されているものが、多数見られる。公文書の作成に使用することは不適切であるため、ボールペン等で記載されたい。</p> <p>(2) 施設使用料計算書の中で、使用料の内訳と合計額が整合していないものがある。収入日計簿等との照合ができなかったため、事由を確認のうえ適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(1) 施設利用申請書等公文書については、修正可能な筆記具を使用しないよう指導しました。</p> <p>(2) 当該書類の不整合の理由を調査し、根拠資料を示して回答するよう指導しました。</p>
<p>○事業報告書について</p> <p>・月次報告書の利用料金収入額の合計が、事業報告書における利用料収入額と一致しておらず、また、既に報告された売上額が後の月次報告で修正され、元の報告書と整合しない状態になっている。金銭出納簿等との照合ができなかったため、事由を確認のうえ適正な事務処理をされたい。</p>	<p>月次報告書と事業報告書の数字の不一致の理由を調査し、根拠資料を示して回答するよう指導しました。</p>
<p>○指定管理事業の実績確認について</p> <p>・指定管理者からの事業報告等について、内容の聴取や書類の確認をする担当者を決め、下記の事項に留意のうえ確認、指導をされたい。</p> <p>①協定書及び仕様書に基づき、事業が適切に実施されているか。</p> <p>②指定管理事業に係る長期未収金や負債はないか。</p> <p>③出納関係の伝票や総勘定元帳等が整備され、領収書その他の証拠書類が適切に保存されているか。</p> <p>④交際費、食糧費、補助金、寄付金、繰越金及び積立金等の支出はないか。ある場合、それらは適正な根拠のあるものか。</p>	<p>指定管理者の事業報告担当者を指定したうえで、①、②、③、④について、速やかに確認し、適切な指導を行います。</p>
<p>○施設利用者数及び収支状況について</p> <p>・施設の利用者数、稼働率ともに年間目標値を上回っており、収支の状況も良好と思われる。現状を維持しながら、さらなる経費の節減（指定管理料の削減）に取り組まれたい。</p>	<p>現在の運営状況を維持しながら、更なる工夫により、経費節減に取り組むよう指導しました。</p>